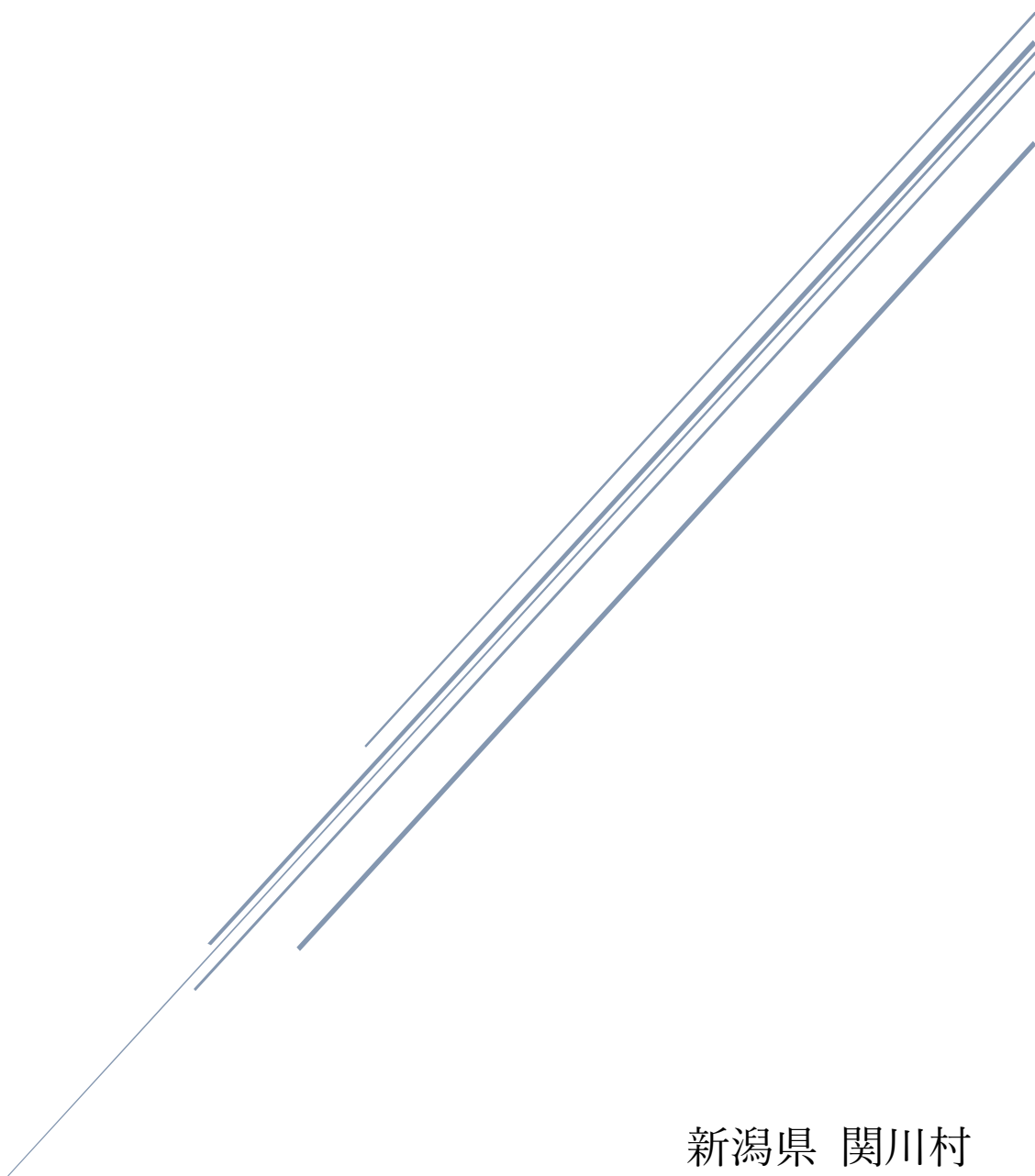


第7次関川村総合計画

「豊かで住みよい活気ある村」を目指して



新潟県 関川村

令和8年4月

第7次関川村総合計画の策定にあたって



関川村長 加 藤 弘

このたび、前計画の満了に伴い、私たち村の将来を見据えた5年間の指針として「第7次関川村総合計画」を策定いたしました。

近年、世界規模での気候変動のほか、コロナ禍がもたらした影響、長引く物価高、加速的に進行する少子化、人口減少など地域社会は厳しい状況下となっており、刻々と情勢も変化しつつあります。

こうした中、村の活力を維持していくために、住みやすく安心して生活を送れる環境を整備し、また多くの人から選ばれる村、協力や支援してもらえる村を目指していかなければなりません。

本計画に基づき、変化する情勢のなかでも的確に行政運営を行い、魅力あるむらづくり、次世代に誇れるむらづくりを目指すため、村民一体となったむらづくりを推進してまいります。

計画の策定にあたっては、総合振興審議会、外部団体の皆様から貴重なご提案をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

村の将来像として掲げている「豊かで住みよい活気ある村」の実現に向けて、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目 次

第7次関川村総合計画	1
第1部 計画総論	2
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 むらづくりの課題	4
第2部 基本構想・基本計画	7
第1章 村の将来像	7
第2章 施策の大綱	7
1 安心・安全な暮らしの確立	7
2 地域産業の持続的発展	8
3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進	9
4 切れ目のない子育て支援	10
5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる 地域づくり	11
6 安定的な行財政の運営	12
関川村人口ビジョン	13
第1節 策定の背景	14
第2節 村の現状と将来人口推計による分析	14
第1項 人口の推移	14
第2項 人口減少による地域への影響	16
第3項 村の自然動態・社会動態の現状	17
第4項 将来の人口推計	18
第3節 人口ビジョンとその考え方	19
第1項 人口ビジョンにおける4つの柱	19
第2項 関川村の人口ビジョン	21
第4節 まとめ	23

関川村地域総合戦略	・ ・ ・ ・ ・ 24
1 策定の目的	・ ・ ・ ・ ・ 25
2 目標年次・計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 25
3 本総合戦略の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 25
(1)「まち・ひと・しごと創生」	・ ・ ・ ・ ・ 25
(2) 関川村地域総合戦略における 6 つの柱	・ ・ ・ ・ ・ 26
(3) 取組体制と P D C A サイクルの確立	・ ・ ・ ・ ・ 26
4 関川村の地方創生	・ ・ ・ ・ ・ 27
5 項目別計画書	
第 1 節 安心・安全な暮らしの確立	・ ・ ・ ・ ・ 29
第 2 節 地域産業の持続的発展	・ ・ ・ ・ ・ 40
第 3 節 交流人口・関係人口の拡大と定住促進	・ ・ ・ ・ ・ 48
第 4 節 切れ目のない子育て支援	・ ・ ・ ・ ・ 52
第 5 節 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域 づくり	・ ・ ・ ・ ・ 55
第 6 節 安定的な行財政の運営	・ ・ ・ ・ ・ 61
参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 65

第 7 次関川村総合計画

第1部 計画総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1971（昭和 46）年に関川村総合計画を策定して以来、第7次総合計画まで改定を行い、その実現に向かって取り組んできました。

21 世紀に入り、国主導によって市町村合併が強力に推し進められてきました。そのような中、わたしたちの村はいわゆる平成の市町村合併には加わず、自立の道を歩むことを選択し、2004（平成 16）年8月1日に「関川村むらづくり基本条例」を施行して自立のむらづくりを踏み出しました。

現在、日本全体の問題となっている少子高齢化、人口減少のなかで、特に地方においては働き手・担い手である若者の減少によって、地域活力の低下や産業の縮小などの問題がますます顕著になってきています。また、気候変動、デジタル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化、経済や国際情勢など社会の変化はこれまでになく速く、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

関川村が持続的に安定して発展し、安心して暮らせる地域であり続けるためには、変化に柔軟に対応し、地域の強みを活かしながら新しい時代に対応できるむらづくりを進める必要があることから、将来像や村が取り組むべき施策の方向性を明確にするため第7次総合計画を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

- （1）関川村むらづくり基本条例を本旨とし、村の行政運営やさまざま各種計画方針、ビジョンについて包括し、最上位の計画となります。

※関川村むらづくり基本条例

村民、集落・コミュニティ、議会の役割を整理し、8つの規範によりむらづくりの基本理念を定めたものです。

【 8つの規範 ※第5条から抜粋 】

- ①むらづくりは、村民と村との信頼を深めることにより進めるものとする。
- ②むらづくりは、村民相互の信頼及び連帯を深めることにより進めるものとする。
- ③むらづくりは、男女が共同で参画することを原則とする。
- ④むらづくりは、村民の世代間相互の理解を深めることにより進めるものとする。
- ⑤むらづくりは、文化の多様性を尊重して進めるものとする。
- ⑥むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとする。

⑦むらづくりは、地域の個性を尊重して進めるものとする。

⑧むらづくりは、村内に働く者及び村出身者等の協力を得て進めるものとする。

(2) この計画は、国等の方針や社会経済情勢の急激な変化によって実態に即応しなくなった場合は、必要に応じて改定を行い、弾力的に運用します。

(3) まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく本村の「関川村地域総合戦略」としても位置付けています。

※まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化や東京一極集中により、地方の人口減少や経済縮小が進むなかで、

「まち」 地域社会の維持

「ひと」 地域での雇用・暮らしの確保

「しごと」 地域での仕事の創出

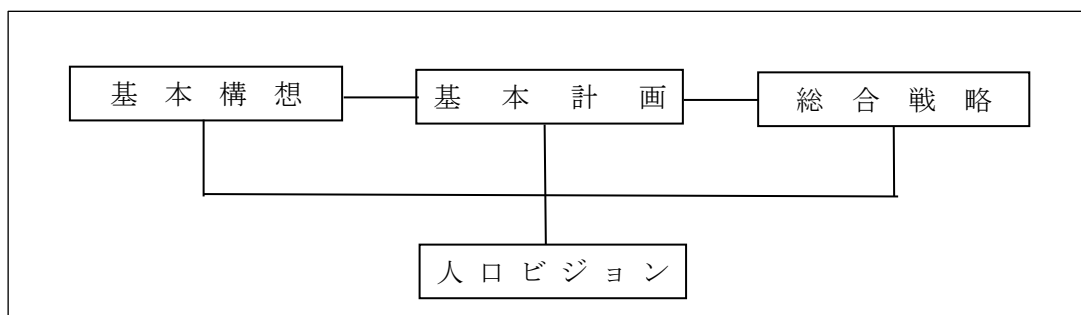
を総合的に活性化させることを目的として制定されたものです。

なお、総合戦略を基にした事業は、国からの財政援助が受けられる場合があります。

(4) この計画は、村民にわかりやすい計画とするために、文面や内容をシンプルとしており、「基本構想」と「基本計画」の二階層を基本に個々の具体的な施策と組み合わせ構成しています。

3 計画の構成と期間

この計画の構成と期間は次のとおりです。



(1) 基本構想

基本構想は、関川村の将来目標を達成するための大綱を定めたもので、2035（令和 17）年度を目標としています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための事業の方向性を定めたものです。期間は、前期計画が 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間、後期計画

が 2031（令和 13）年度から 2035（令和 17）年度までの 5 年間とします。

※前計画においては、村内 9 つのコミュニティごとの振興策を定めた「地区別計画」、さらに村内 54 集落の活性化方針を定めた「集落活性化計画」がありました。この度の計画では総合計画から独立させ、今後は、コミュニティ・集落それぞれの方針に基づき計画を推進していくこととしました。

（３）関川村人口ビジョン

人口ビジョンは、現状から将来の人口を推計したうえで、今後目指すべき方向を示しています。また、基本構想や基本計画、総合戦略をもとに各施策を進め、人口ビジョンの目標や村の将来目標を目指します。

（４）関川村地域総合戦略

本計画において、前期計画を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、関川村地域総合戦略に位置付けています。

総合戦略は、2030（令和 12）年度目標達成に向けて、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までに達成すべき政策目標を重要業績評価指数（KPI）とともに具体的に示した計画で、毎年度 PDCA サイクル（PLAN：計画、DO：実施、CHECK：評価、ACTION：改善）によって、事業の見直し等を行うこととします。

第 2 章 むらづくりの課題

第 6 次総合計画の項目別について振り返りを行い、むらづくりの課題を整理しました。

（１）住みよい暮らしのために

- 全国的に頻発化、激甚化している自然災害などから村民を守る体制づくり
自助、共助、公助それぞれの役割について理解を深め、その意識の醸成を図るとともに、的確な情報提供、施設整備、防災体制の強化を進める必要があります。
- 集落やコミュニティ機能の維持
人口減少、少子高齢化の加速化に伴い地域社会を支える担い手の確保、育成が大きな課題であり、地域活動や行事の縮小化などの懸念がありますが、そのような状況化でも維持、運営できるような支援が必要です。
- 各地域の状況や財政負担に対応した生活環境インフラ（道路、上下水道、交通）の整備
道路や上下水道施設の維持修繕には、多額の経費が必要です。今後の人口減少や財政負担などを考慮し、村民が安心して暮らせるよう生活環境インフラを計画的に

整備していく必要があります。

また、通学、通院、買い物など日常生活を支える地域交通においては、特に村外行きの交通手段が不十分であり、より充実させる必要があります。多様な需要に応じ、住民の足としてまた観光振興の観点から、地域全体の交通体制をより最適化していく必要があります。

（２）地域を担う産業の振興のために

- ・ 商工業や農林業事業者の担い手、後継者育成

人口減少社会のなかで、事業者の担い手、後継者の確保が急務となっています。地域産業の継続と発展のため、技術の継承支援や移住・定住促進、商工会や関係団体との連携による人材育成など、多面的な取組みが求められています。

- ・ 豊かな自然、温泉、観光施設など地域資源を活かした魅力ある観光地づくり

村内にはさまざまな地域資源や観光資源がありますが、十分に活かしきれていません。村の魅力をいかした体験型コンテンツの造成や村での滞在を増やす取組み、また、その受入れや事業を行う人材の育成も必要です。

（３）交流から定住へ促すために

- ・ 空き家の利活用

人口減少に伴い、空き家の数が増加しています。また、空き家バンクへの登録数や照会が増えています。移住・定住施策や関係人口増加への取組みなどを通じて、空き家の利活用を進める必要があります。

- ・ 村の認知度アップの取組み

村内の産業、各地域の特色や魅力を村内外にさらに発信していくことが必要です。行政だけではなく、関係機関や各種団体、地域外における発信者などから情報発信を行う工夫が必要です。

- ・ 交流人口や関係人口の拡充

国際ボランティア学生協会（IVUSA）やふるさと会などの対外組織は村にとって大切に重要な人材であり、より深い関係性を築くことで、関係人口の増加につながります。村の活性化のためには、さまざまな村外組織との繋がりを強化していく必要があります。

（４）切れ目のない子育て支援のために

- ・ 子どもの成長や家庭環境の状況に応じた細かな支援体制づくり

医師不足などに伴い、各種健診や相談業務などを効率的に実施できるよう見直すとともに、家族形態の多様化や家庭内の問題の複雑化によって、支援相談体制の整備や関係機関との連携がより求められています。

子どもの進級・進学時の際は、環境や学習内容の変化、人間関係の構築などへの適応が必要です。子どもは新しい環境や課題に対して心理的な負担を感じやすく、保護者には生活や学習サポート、情報収集などの責任が増えます。一方、学校側では個別対応や相談窓口の整備が不十分な場合、支援が行き届かないことがあります。これらの課題の解決には、保・小・中との情報共有に努め、架け橋期における幼児教育と小学校教育との円滑な接続と、ふるさと学習を中核とした小学校と中学校の連携が重要です。

(5) みんながいきいきと暮らせるために

- 健康意識の醸成、継続的な健康づくりの取り組み

健康意識の醸成を図るには、村民一人ひとりが自らの健康状況に関心を持ち、日常生活において健康的な選択を積極的に取り入れられるような環境の整備やきっかけを作る必要があります。

また、健全な生活習慣の確立と維持のためには、バランスの良い食事、適度な運動、適切な睡眠、休養などライフステージごとの課題に応じて進めていかなければなりません。

- 高齢化の進行に対応した地域包括ケア体制の推進

高齢者単身世帯の増加や団塊の世代が後期高齢者となるなど高齢者のニーズは多様化しており、それに応じた事業実施が必要です。また、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。

- 運動を通じた健康推進と健康維持のための活動を通じた人との交流や繋がり場の提供

誰もが元気でいつまでも生活できるようにするために、運動やスポーツを気軽に楽しめる環境づくりが必要です。

また、そうした活動を通じて人とのつながりや関わりを持ち、心身ともに健康で有意義な生活を送られる環境が求められています。

(6) 無駄のない行財政の運営のために

- 安定した財源の確保

人口減少が進むなか、収入（自主財源）をいかに確保していくかが重要な課題です。ふるさと納税による収入の確保、費用対効果を考慮した行政運営が一層求められています。

- 選択と集中による村施策の推進

限られた財源のなかで、どのようにむらづくりを進めていくか、刻々と変化する社会情勢や将来あるべき村を見据えて、事業の選択と集中によって展開していくことが必要です。

第2部 基本構想・基本計画

第1章 村の将来像

村の将来の姿として

「豊かで住みよい活気ある村」

を目標とします。

(理由)

村の基本指針である関川村村民憲章で掲げている基本目標であることから、第6次総合計画に引き続き、私たちが目指す将来の姿とします。

第2章 施策の大綱

基本構想1 安心・安全な暮らしの確立

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。また、人口が減少していく状況下においても、集落やコミュニティの機能を維持できるような体制支援に取り組みます。

【基本計画】

(1) 基本的人権の尊重

基本的人権を尊重する意識醸成のための人権教育・啓発活動を推進します。また、職員の人権意識の向上と関係部局と連携した取組みを推進し、相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 防災

災害発生時または発生の恐れがある場合等、その対応を迅速かつ的確に行うための危機管理マニュアルや地域防災計画に基づく体制の整備、地域の防災力の向上を図ります。また、防災行政タブレットを活用して的確な情報発信を行います。

また、防災拠点施設においては、再生可能エネルギーを活用し、防災レジリエンス(対応力)強化を図ります。

（３）消防

地域と消防団の連携を強化し、防火意識の啓発や消防団員の確保、活動しやすい環境づくりなど、消防力の向上を図ります。

（４）防犯、交通安全対策

特殊詐欺や SNS を悪用した犯罪などから、特に標的となりやすい高齢者や未成年者を守るため、防犯意識の啓発に取り組みます。

また、関係機関と協力し地域一体となった交通事故防止の普及啓発に取り組みます。

（５）集落・コミュニティ活動の支援

人口減少が加速するなか、持続可能な地域づくりを推進するため、外部人材の活用などにより関係人口や交流人口の拡大を図るとともに移住・定住促進を通じて集落やコミュニティの支援に取り組みます。

今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、地域内の関わりを持ち、安心して生活できる環境づくりを進めます。

（６）地域公共交通の維持

デマンドタクシーやコミュニティバスの運行改善や拡充、JR 米坂線の早期復旧等に取り組み、村民の生活基盤を支える足として観光振興の視点にも考慮しつつ地域公共交通の維持を図ります。

（７）生活環境の整備

上下水道の適正な運営と効率的な施設整備、緊急性や重要性を考慮した道路整備、環境衛生の推進を図り、誰もが安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

基本構想 2 地域産業の持続的発展

地域の産業振興や創業・事業継続の支援を通じて、地域経済の活性化を図ります。
地域の豊かな自然資源を活かし、再生可能エネルギーの普及に取り組みます。

【基本計画】

（１）農林業の振興

人材や自然環境など地域資源を活かし ICT 導入などによる効率化、若手担い手の育成と定着支援などを進め、地域間や関係機関との連携により持続可能な農業を推進します。

森林組合等との連携により、森林資源の有効活用、適切な森林経営を図ります。

（２）有害鳥獣の対策

有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響を軽減し、安全と持続可能な環境の確保を図るため、捕獲活動や防除対策を推進し関係機関と連携して取り組みます。

（３）商工業の振興

商工業の活性化のため、商工会と連携し起業支援、経営支援を行います。

また、担い手・後継者問題、地域内消費の拡大、村の特性を活かした企業参入の促進などに取り組むことで地域経済の活性化を図ります。

（４）観光の振興

インバウンドの受入れに向けた整備を進め、村ならではのコンテンツを作り上げ、村の魅力を海外へ売り込むことで観光人口の増加を図ります。また、渡邊邸については、新たな活用方法や体験型コンテンツなどを充実させ集客の増加に取り組みます。

（５）起業の促進

女性や若者による起業が徐々に増えつつあり、さらに起業希望者を後押しします。起業家に対しては商工会と連携し、起業後も寄り添いながら支援を行います。

（６）資源の活用

村の地域特性や環境面、経済面など総合的な視点に立ったうえで、再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地消地産、脱炭素社会に向けた取組みを推進します。

基本構想３ 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

地域活動やむらづくりへの支援、またデジタル技術や外部人材の活用により、村内外の交流を深め、交流人口や関係人口の拡大を目指します。

【基本計画】

（１）移住・定住施策

移住・定住施策を進めるには、村の認知度アップは欠かせないことから、SNS 等を活用し、積極的な情報発信に努めます。また、集落支援員と連携し、移住体験イベントなどを通して移住・定住施策を進めます。

(2) 空き家バンクの活用

集落支援員と連携し、空き家バンク登録件数の掘り起こしを進め、空き家利用者の選択肢を増やしたうえで利用を促進します。

(3) 関川村のファンや応援者を増やす取組み

関川村の魅力を積極的に情報発信し、また行事やイベントの開催、地域交流の活動により、様々な人々とのつながりを深めることで、関川村のファンや応援してくれる方を増やし、二地域居住や移住・定住につなげていきます。

(4) 地域おこし協力隊等の外部人材の活用

地域おこし協力隊等の外部人材の活用にあたっては、地域等が抱える課題やニーズに合わせて適切に任用し、村の地域活性化につなげていきます。また、地域や受入団体等と連携しながら退任後の定住につながるようサポートします。

基本構想 4 切れ目のない子育て支援

少子化や核家族化が進む現代社会においても子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、福祉、教育、保健分野などの関係機関が連携し、子育て支援体制づくりに取り組みます。

【基本計画】

(1) 子育て支援の充実・強化

少子化、共働きの増加などの社会変化やニーズを踏まえた上で、医療や保健、福祉、教育、外部機関等との連携を深めて、安心して妊娠・出産、子育てができる支援体制と環境の充実を図ります。

(2) 教育の充実

保育園・小学校・中学校のつながりを大切にしながら、学力向上の推進を基本として、キャリア教育・ふるさと学習や ICT を活用した学び等を通じて、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境づくりを推進します。

(3) 子どもが安心・安全に育つむらづくり

誰もが安心して子育てができる地域社会を目指すため、保育・教育・生活支援・地域連携の充実を図ります。また、子どもの成長期に応じた適切な支援を行い、健やかに自分らしく安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本構想5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

すべての住民が健康でいきいきと安心して暮らせるために、人と人とのつながりを持ち、いきがいや役割を持てる地域づくりに取り組みます。

【基本計画】

(1) 健康づくり

集落、地域、村の活性化を図るには、その主体である村民だれもが心身ともに健康でいきいきと生活できることが重要です。子どもから高齢者まで、健康でいきがいに満ちた生活が送れるよう、ライフステージの課題にそったところとからだの健康づくりや、生活習慣病の発症や重症化の予防を進め、健康寿命の延伸につなげます。

(2) 医療の確保

少子高齢化による世帯構造及び疾病構造の変化から医療ニーズの多様化・複雑化が続いています。一方で医療機関の患者数減少により、需要に合わせた病床数の削減や、医療専門職の高齢化、働き方改革によるマンパワーの減少がみられます。村民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣自治体や関係機関と連携して地域医療、救急医療、在宅医療の体制の整備を図ります。

(3) 高齢者福祉

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、健康づくりや介護予防の取り組みを行い、地域で支え合う体制づくりを進めます。

(4) 障がい者福祉

障がいがあってもなくても、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携して、障がいへの理解の促進、相談体制・権利擁護の充実、就労支援を図ります。

(5) 社会教育の推進

村民が生涯にわたって学び、いきがいを持って地域で活躍できるよう、文化・芸術活動の推進、社会教育施設の充実や学習機会の充実を図ります。

(6) 運動を通じた健康促進

村民がいつまでも健康で充実した生活が送れるよう、気軽にスポーツや運動を楽しむ環境づくりに取り組み、そうした活動を通じて村民の交流拡大を図ります。

基本構想 6 安定的な行財政の運営

人口減少、少子高齢化が進むなかでも、持続可能なむらづくりを進めていくため、効率的で健全な行財政運営に取り組みます。

【基本計画】

（１）財政の健全化

限られた財源の中、安定した財政運営を目指し、村税等の収納率向上や使用料・手数料の適正化及び遊休財産の利活用や売り払い等によって収入の確保を図ります。また、積極的にふるさと納税の寄附拡充に取り組みます。

（２）行政の効率化

人口減少や少子高齢化社会のなかで持続可能な行政運営を行うため、人材育成や業務改善、D Xの推進などを進め、効率的に行政サービスを提供します。

（３）広報広聴

情報をわかりやすく伝えられるよう広報活動を充実させるとともに、住民の意見や要望を的確に把握し、行政サービスの向上に努めます。

（４）個人情報の保護と情報公開の推進

個人情報の適正な管理を徹底するとともに、行政情報を適切に公開することで、行政の透明性を図り、住民から信頼される行政運営を進めます。

（５）広域連携、民間活力の活用

隣接自治体や県と連携し、効率的で質の高い行政サービスや地域づくりを進めます。資源や課題を共有し、相互協力による持続可能な地域社会の構築を目指します。

また、民間活用を活かし、必要によって連携協定を締結し、村の課題解決と地域活性化を推進します。

関川村人口ビジョン

令和8年4月
新潟県関川村

第1節 策定の背景

村の人口減少が顕著化したのは1955年以降です。この頃から農家を中心に後継者の確保に向けた対策が必要となり、人口減少が現実問題となりました。

人口の減少に対し世帯数の減少がわずかであることから、村の人口減少は一家で村を離れるというよりは、進学や就職等によって世帯員の一部が村外へ転出していることがうかがえます。

詳しくは第2節以降で分析しますが、とくに、高校卒業（大学入学）時期及び就職時期に若者が村外に流出する傾向が顕著となっています。これは、村内や周辺市町村の雇用、進学先が限られていることが主たる要因と考えられます。

こうした状況の中、村では、住民所得や生活基盤を全国水準に近づけようと、様々な施策を実施してきました。その結果、公共施設や農林業の面では一定の成果をあげていますが、長年の課題となっている人口減少対策、とくに若年層の定住対策では際立った成果を上げるまでには至っていません。

この人口ビジョンでは、こうした背景を踏まえ、村の人口の現状と将来展望について分析し、村全体で人口減少問題の基本認識の共有を図り、今後の取組みの方向性を提示しています。

第2節 村の現状と将来人口推計による分析

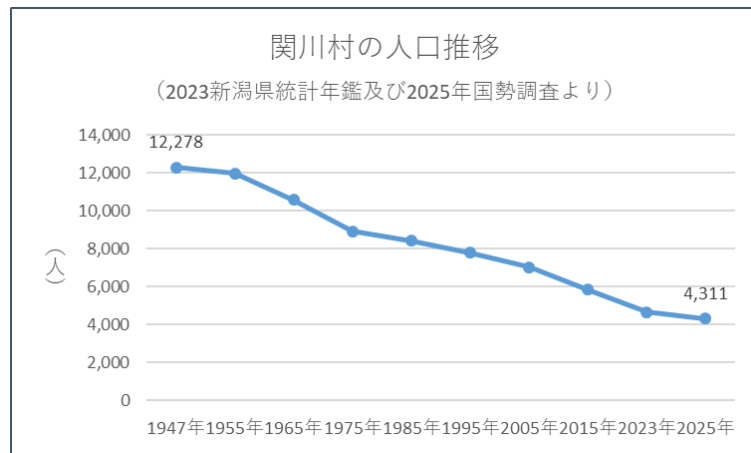
第1項 人口の推移

村の人口は、1947年の12,278人をピークに減少傾向が続いており、1960～1980年代にかけて人口は徐々に減少、2000年以降は減少ペースが加速し、2010年代から顕著に人口減少が進んでいる状況です。2025年9月現在の推計人口は4,577人で、2020年～2024年までの状況を見ると、平均150人前後のペースで減少していて、自然減の割合が大きくなっています。

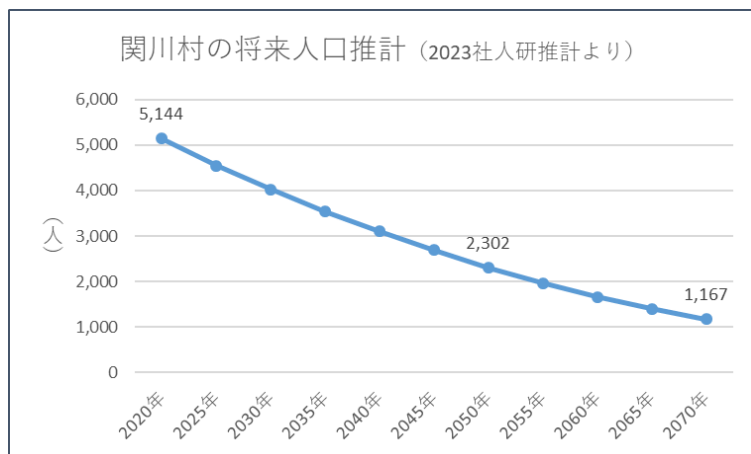
2023年の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、現人口と比較して、2050年には約50%になる2,300人程度まで減少、2070年には約24%になる1,100人程度まで減少することが予測されています。その際の高齢化率は、2050年で約55%、2070年で約60%と推測され、現在の46%を大きく上回ります。老年人口（65歳以上）が生産年齢人口（15歳以上64歳未満）を上回ることが予測され、将来的に村全体の活力を維持していくことが大きな課題です。

【これまでの人口推移】

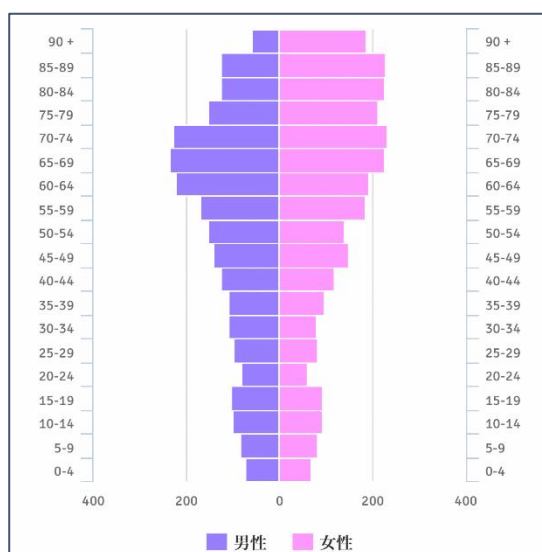
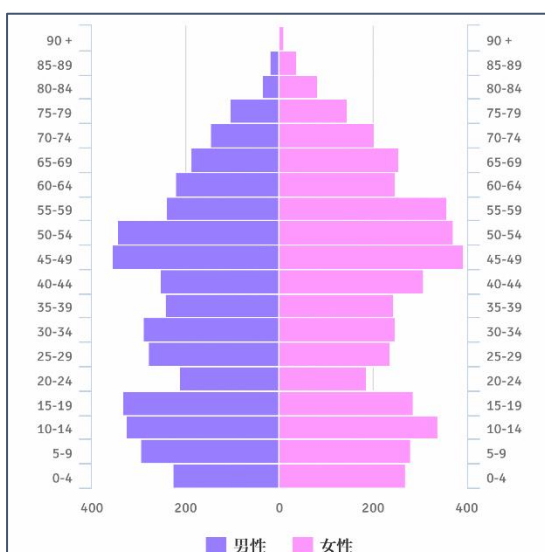
※2025 年数値は未確定値



【村の将来人口推計】



【村の人口構造】 ※社人研「日本の地域別将来推計人口」を参考にグラフ作成



第2項 人口減少による地域への影響

1 経済への影響

人口減少は経済に対してマイナスの影響を与えます。人口一人当たりの消費支出は平均で年間約130万円と言われています。（資料：総務省「家計調査」）

直近の村の人口減少は平均約150人であることから、単純計算で、毎年約2億円規模で消費が縮小していることになります。消費規模の縮小は、雇用の縮小やサービス業の撤退にもつながりかねず、さらなる人口減少を招く恐れもあります。

特に、村内で人口流出が顕著になっている若年層は、結婚や子育て等により、将来の消費額が他世代と比較して大きいため、経済面の影響を考えると若者の流出対策は急務と言えます。

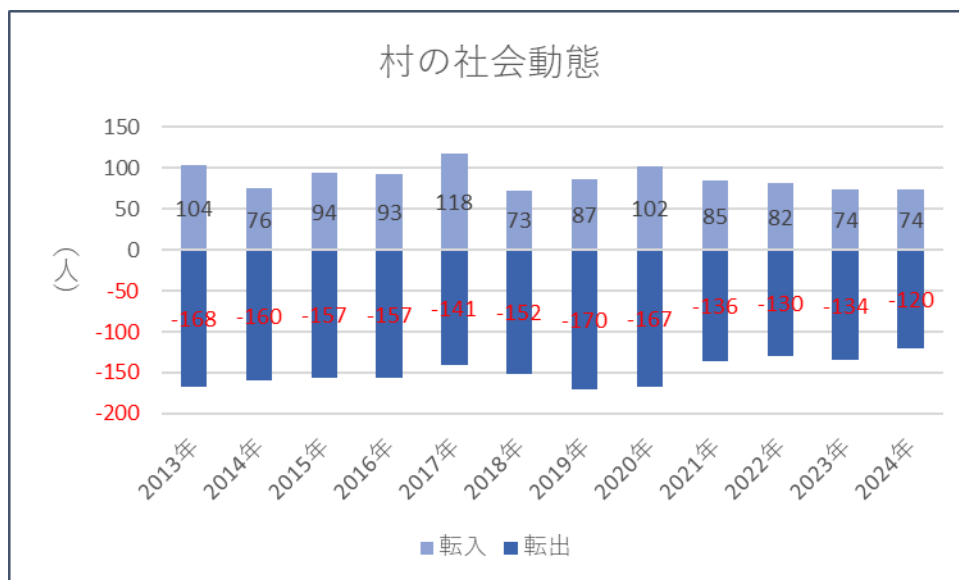
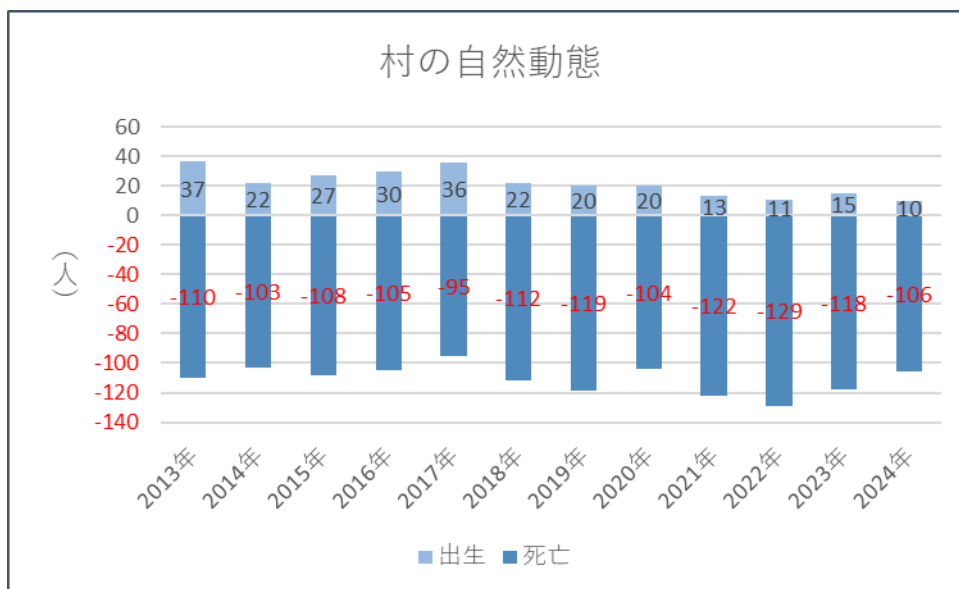
2 住民生活への影響

人口減少は、住民生活にも大きな影響を与えます。集落やコミュニティ組織の担い手不足は、住民同士の交流の機会の減少を招き、地域のつながりや賑わいが失われるなど、集落やコミュニティ機能を維持できなくなる恐れがあります。また、村の防災面で大きな役割を果たしている消防団員数の減少は、地域の防災力を低下させる懸念があります。

住民の日常生活を支える上下水道などのインフラ施設のほか、小売業、飲食業、医療機関、公共交通等の生活関連サービスは一定の人口規模の上に成り立っていますが、人口減少によってサービスの立地に必要な人口規模を割り込めば、生活関連サービスの撤退が進み、日々の生活がさらに不便になる恐れがあります。

第3項 村の自然動態・社会動態の現状

出生よりも死亡、転入よりも転出が上回っている状況が続いていて、人口減少に歯止めがかからない深刻な状況となっています。



※関川村住民税務課データを参考にグラフを作成

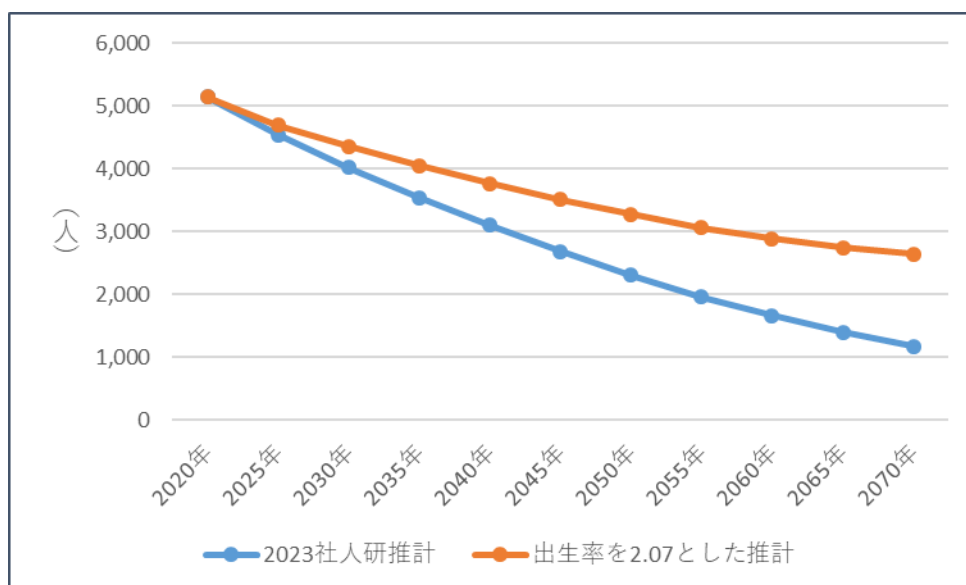
第4項 将来の人口推計

社人研の調査結果等を基に村の将来人口を推計したところ、以下の結果になりました。

1 合計特殊出生率 2.07 を実現しても人口は減り続ける

人口を長期的に維持する目安とされる合計特殊出生率 2.07 を実現しても、村の人口は増加に転じず、減少し続けることが予測されます。（合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと）

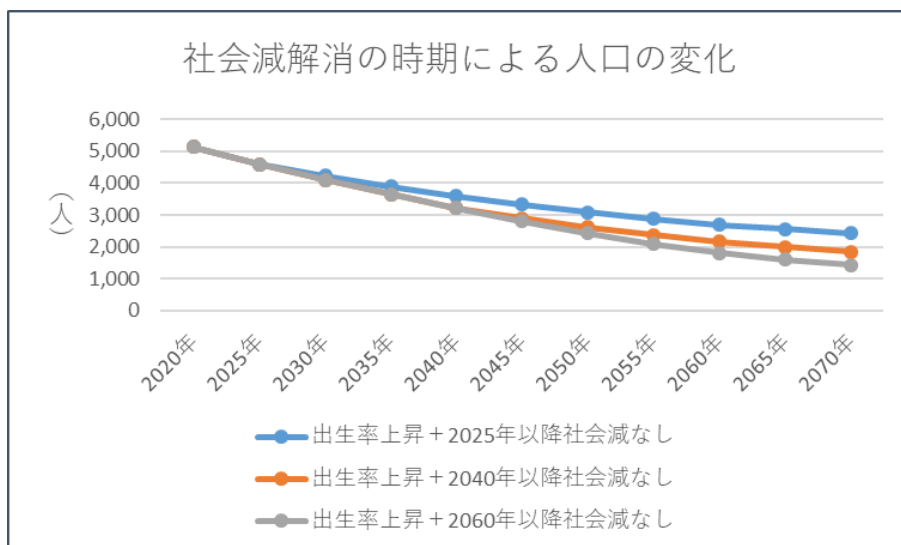
今後、村の人口を長期的に安定させ、維持していくためには、出生率の向上に加え、社会減対策、特に若年層の流出に歯止めをかけていく必要があります。



2 効果的な社会減対策の実施が安定的な人口維持につながる

人口を長期的に安定させるには、社会減対策が不可欠です。また、社会動態は将来の人口構成や出生数に大きな影響を与えるため、社会減の解消時期は将来の人口規模を大きく左右します。具体的には、出生率の推移が同じであれば、社会減を早期に解消するほど、将来の人口規模は大きくなります。

人口規模は、生活関連サービスや行政サービスの質と密接に関連するため、将来にわたって安定した住民生活を実現するためには、社会減対策に早急に取り組む必要があります。



第3節 人口ビジョンとその考え方

第1項 人口ビジョンにおける4つの柱

村では、新潟県の人口ビジョン策定における考え方を参考として、将来的な人口の定常化を実現することを目標と定め、以下の4つを柱に人口減少対策に取り組みます。

1 安心して子どもを産み、育てられる環境の整備

結婚から妊娠、出産、育児とそれぞれの段階に応じた切れ目のない子育て支援策を実施することで、出生率の向上を図ります。

具体的には、合計特殊出生率を「2035年までに1.6、2050年までに2.07」となることを目指します。これは、一人の女性が一生のうちで2人以上の子どもを産むということを目指するもので、「2.07」は前述したとおり、人口を長期的に維持する目安とされているものです。行政だけではなく、企業等を含めて地域全体で子育てを支援していくという意識を高めていくことが必要になります。

【村と全国の合計特殊出生率の比較】※2024 新潟県福祉保健年報を参考に5年ごとの平均値を算出

平均値	2009～2013 年	2014～2018 年	2019～2023 年
関川村	1.67	1.55	1.17
新潟県	1.41	1.42	1.30
全国	1.39	1.43	1.29

2 女性が活躍できるむらづくり

将来的に村の人口を維持していくには、出生率の向上と出生数の増加は非常に重要となります。それを実現するためには女性の流出をなるべく抑え、女性が働きやすい、活躍できる環境を整えていく必要があります。働きやすい環境を整えるには、雇用の場の確保はもちろん、行政と企業が一体となり、働いていても子育てしやすい職場づくり等に取り組んでいくことが重要です。女性がさらに活躍できる、また、女性に選んでもらえるようなむらづくりに努めていきます。

3 若い世代に選ばれるむらづくり

毎年、高校卒業後の進学や就職を機に村外へ流出する若者は多く、人口減少問題に向き合うなかで、大きな課題の一つとなっています。村内や近隣市町村に大学や専門学校は少なく、進学等で転出することはやむを得ないことです。進学や就職で村を離れた若者のUターンを促進するには、雇用の拡大や住まいの確保のほか、起業支援や子育て支援など各方面から支援の充実を図る必要があります。あわせて、将来的なUターンにつながるよう、村外へ流出した若者との関係性を維持する取組みも必要になります。

さらに、田舎暮らしなど社会的関心が高まる農村部へのI・Jターンや二地域居住の促進にも取り組むことで、若者をはじめ、幅広い世代の人口流入を段階的に増やしていきます。

4 交流人口・関係人口の拡大

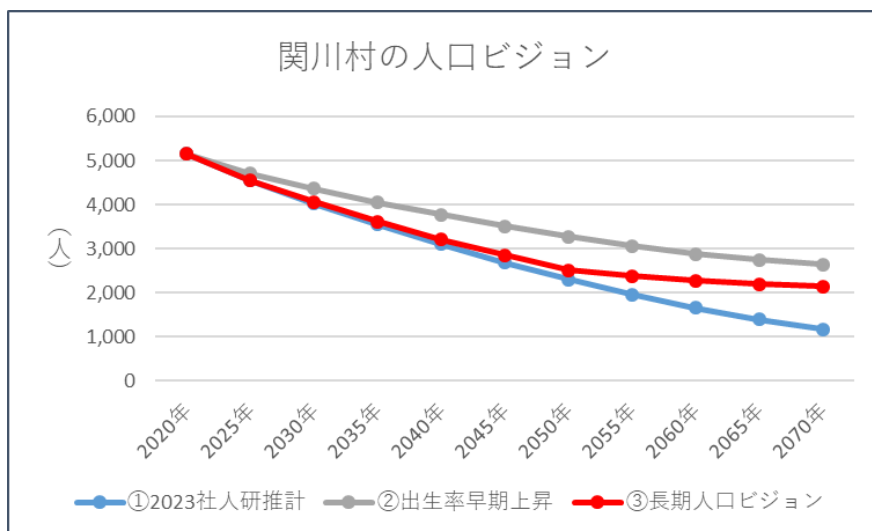
人口減少が進む中、集落やコミュニティの機能を維持していくためには、地域おこし協力隊など外部人材の活用は非常に有効であると考えています。また、長年にわたりイベントを通じて交流のある国際ボランティア学生協会（IVUSA）や「首都圏在住関川村人会」など村と首都圏のつながりに寄与している組織もいくつかあり、よりよい関係づくりに努めます。

村では、令和7年度からインバウンド誘客に向けた取組みを進めているところであり、これまで以上に、より積極的な交流人口の拡大を図り、地域活力の向上を目指します。

第2項 関川村の人口ビジョン

前述のとおり、合計特殊出生率 2.07 を早期に実現しても人口は減り続けますが、村では、長期的に安定した人口規模の実現を目指します。

そのために、人口減少対策を全庁的に進め、段階的な合計特殊出生率の上昇及び社会減の圧縮を図り、2050 年以降の減少幅を小さくすることで、2070 年の人口を 2,100 人程度に維持することを目標とします。(下記グラフ③)



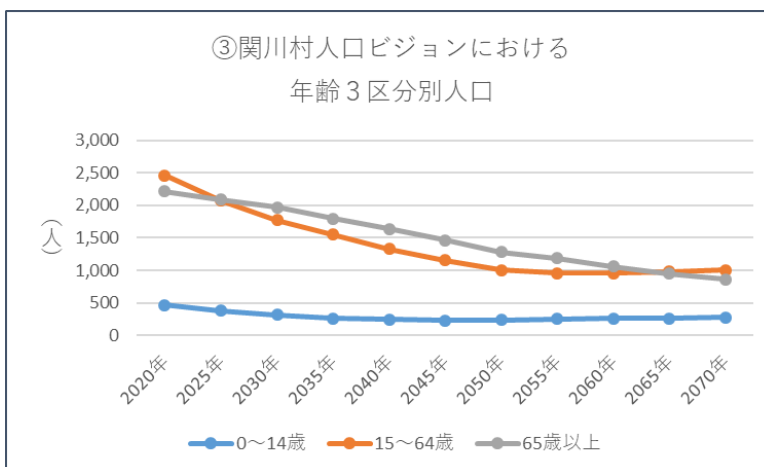
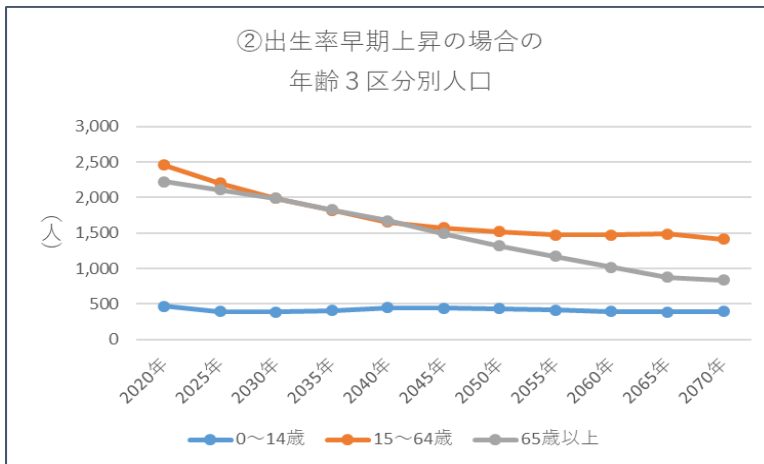
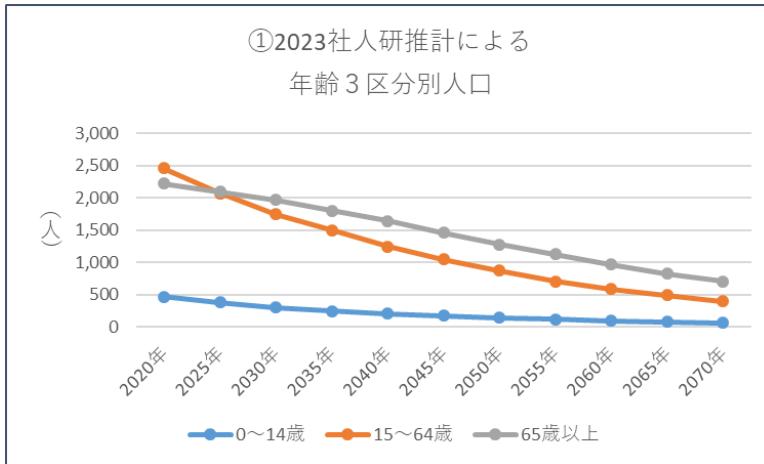
【現在値との比較】

2050 年	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳以上	合計
現在値 (2020 年)	467 (9.1%)	2,458 (47.8%)	2,219 (43.1%)	5,144
①社人研推計	147 (6.4%)	874 (38.0%)	1,280 (55.6%)	2,301
②出生率早期上昇	436 (13.3%)	1,521 (46.5%)	1,316 (40.2%)	3,273
③長期人口ビジョン	231 (9.2%)	1,005 (39.9%)	1,280 (50.9%)	2,516

2070 年	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳以上	合計
現在値 (2020 年)	467 (9.1%)	2,458 (47.8%)	2,219 (43.1%)	5,144
①社人研推計	66 (5.7%)	397 (34.0%)	704 (60.3%)	1,167
②出生率早期上昇	393 (14.9%)	1,415 (53.5%)	837 (31.6%)	2,645
③長期人口ビジョン	275 (12.8%)	1,007 (47.1%)	857 (40.1%)	2,139

※②は、2030 年以降、合計特殊出生率 2.07 を維持した場合の推計値です。

【参考／パターンごとの年齢3区分別人口】



第4節 まとめ

人口減少という大きな課題に向き合うには、社会動態と自然動態の両面を考える必要があります。社会動態では、大学や専門学校への進学により、高校卒業後に都市部へ一定期間流出することはやむを得ないことですが、大学等卒業後に村に帰ってくる選択肢を持ってもらえるような環境整備が必要となります。

自然動態では、村の高齢化率が高いこともあり、今後も一定程度の自然減が見込まれますが、将来にわたって一定程度の人口規模を維持するとなると出生者数を増やしていかなければなりません。

また、今後のむらづくりを考えるうえで、人口構造も重要な要素になります。特に、生産年齢人口（層）の減少は経済活動への影響だけでなく、子育てや高齢者介護など福祉に関わる人的資源の不足につながります。生産年齢人口を安定的に厚い層にするための対策が急務となります。

村では、これまでも人口推計を行いながら、子育てのための手厚い財政支援、教育環境の整備、宅地分譲や住宅整備などを行い、人口減少問題と向き合ってきました。しかしながら、人口減少は顕著に現れています。

人口の流出を抑え、自然動態を減らさないためには、一つの施策だけで解決するものではありません。雇用の創出や住宅環境の整備はもちろんのこと、子育て・教育環境、インフラ整備、医療・福祉をはじめ、村のイメージアップに至るまで、総合的な施策が必要であり、むらづくりすべてとも言えます。

人口減少が進む中、村の活性化を存続させるには、将来にわたって一定程度の人口を維持することはもちろん、外部人材の積極的な活用など、関係人口の拡大を図ることも重要となります。

人口減少問題に立ち向かい、魅力ある関川村にするため、この危機的な状況をしっかり理解し、行政だけでなく、村民や企業、関係団体が一丸となって人口減少対策に取り組んでいくこととします。

関川村地域総合戦略

令和8年4月
新潟県関川村

1 策定の目的

国では、地方における人口の急減や高齢化という課題の解決に向けて「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）を制定し、以降「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第 2 期まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定し、東京の人口一極集中の是正や少子化対策に取り組んできました。

2022(令和 4)年には「第 2 期まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定、2024(令和 6)年には「地方創生 2.0」を打ち出し、5 本柱（①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤産官学金労言の連携など国民的な機運の向上）を掲げ、さらなる地方創生の取組みを進めています。

村においても、村の将来を示す第 7 次関川村総合計画の立案とともに、その実現に向け立案するそれぞれの分野における個別計画を総合戦略と位置付け、国や県の取組みを勘案しつつ各施策を推進します。

2 目標年次・計画期間

（１）目標年次（政策目標・重要業績評価指数（KPI）等）

原則として、2030（令和 12）年度とします。

（２）計画期間

2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間とします。

3 本総合戦略の方向性

第 7 次関川村総合計画や人口ビジョン、村の「まち・ひと・しごと創生」に向けた個別計画立案の方向性は次のとおりです。

（１）「まち・ひと・しごと創生」

村の人口減少を抑制し、将来的に持続可能な村を実現させるため、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略で掲げられている 4 つの視点を踏まえたうえで、計画の立案及び取組みを行います。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①地方に仕事をつくる | ②人の流れをつくる |
| ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる | ④魅力的な地域をつくる |

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進していくこと

まち……国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める社会の形成

ひと……地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

（２）関川村地域総合戦略における６つの柱

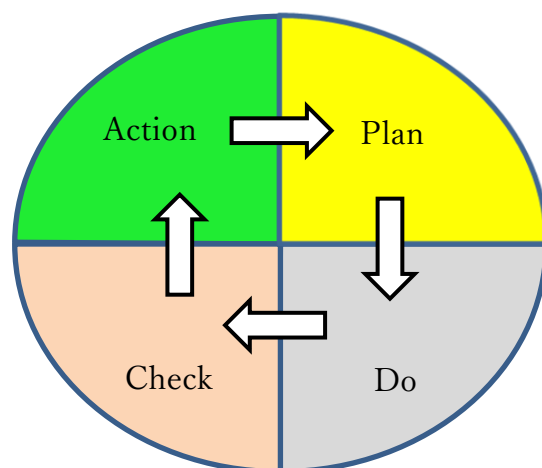
村における将来目標を達成するため、以下に掲げる６つの柱に基づき、社会情勢等の変化を考慮しつつ、具体的な施策と目標数値を定め、将来の方向性を立案します。

- ① 安心・安全な暮らしの確立
- ② 地域産業の持続的発展
- ③ 交流人口・関係人口の拡大と定住促進
- ④ 切れ目のない子育て支援
- ⑤ みんなが健やかでいきがいをもって暮らせる地域づくり
- ⑥ 安定的な行財政の運営

（３）取組体制とPDCAサイクルの確立

①取組みと検証について

第７次関川村総合計画及び関川村地域総合戦略の実施にあたっては、年度ごとに、総合計画策定委員会による政策効果検証を行い、必要に応じ、策定部会において総合戦略の見直しを実施します。



②総合戦略実現のための地域間連携

国・県の地域連携施策の活用のほか、近隣市町村との連携を図り、総合戦略の実現に向けた取り組みを推進します。

関川村の地方創生

第1節 安心・安全な暮らしの確立

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。また、人口が減少していく状況下においても、集落やコミュニティの機能を維持できるような体制支援に取り組みます。

第2節 地域産業の持続的发展

地域の産業振興や創業・事業継続の支援を通じて、地域経済の活性化を図ります。地域の豊かな自然資源を活かし、再生可能エネルギーの普及に取り組みます。

第3節 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

地域活動やむらづくりへの支援、またデジタル技術や外部人材の活用により、村内外の交流を深め、交流人口や関係人口の拡大を目指します。

第4節 切れ目のない子育て支援

少子化や核家族化が進む現代社会においても子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、福祉、教育、保健分野などの関係機関が連携し、子育て支援体制づくりに取り組みます。

第5節 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

すべての住民が健康でいきいきと安心して暮らせるために、人と人とのつながりを持ち、いきがいや役割を持てる地域づくりに取り組みます。

第6節 安定的な行財政の運営

人口減少、少子高齢化が進むなかでも、持続可能なむらづくりを進めていくため、効率的で健全な行財政運営に取り組みます。

項目別計画書

関川村の地方創生第1節から第6節までについて、項目別における目標や方向性、施策ごと重要業績指数を示した計画書により、総合戦略とします。

また、関川村総合計画の基本計画に対する具体的な施策としての項目別計画書を兼ねています。

第1節	安心・安全な暮らしの確立	……P29～
第2節	地域産業の持続的発展	……P40～
第3節	交流人口・関係人口の拡大と定住促進	……P48～
第4節	切れ目のない子育て支援	……P52～
第5節	みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり	……P55～
第6節	安定的な行財政の運営	……P61～

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(1) 基本的人権の尊重

○基本目標

むらづくりの基本となる「関川村むらづくり基本条例」では、「憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮する」とした、差別のない思いやりにあふれた明るいむらづくりに努めることを定めています。

このことから、村民一人ひとりの基本的人権が保障されるむらづくりを進め、人間が人間らしく生き、人権を尊重する村民意識を醸成するために策定した「人権教育・啓発推進計画」に基づき、各種施策を実施します。

○取組内容

基本的人権を尊重する意識醸成のための人権教育・啓発活動を推進します。
人権相談会の充実や支援体制の構築拡充を図ります。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）	
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
意識醸成のための講演会の開催	開催回数：1回以上/年	
人権相談会の実施	実施回数：年3回	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(2) 防災

○基本目標

災害発生時又は発生の恐れがある場合に、その対応を迅速かつ的確に行うため、危機管理マニュアルを整備し、随時更新しながら、地域防災計画の適切な管理とこれに基づく体制の整備を図ります。

防災タブレットなどでの防災情報提供による防災意識の啓発に努め、災害発生時には的確で迅速な情報提供を行い、被害の軽減や村民の安心安全に寄与するよう設備を有効に活用します。

○取組内容

全国で多発している自然災害の状況を踏まえ、災害発生時に迅速に対応するための各種対応マニュアルの整備や適時における地域防災計画の見直しを実施することによる防災体制の強化を図ります。

広報紙やハザードマップ等を利用した啓発活動を実施し、住民の防災意識高揚を図ります。

また、村民の安心安全に寄与するよう防災タブレット端末を有効活用し、的確で迅速な情報提供に努めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
防災訓練の実施	開催回数：年1回 〈村民の参加率〉 R 6：21.1% → R12：25.0% (当日の避難者数/9月末時点の人口)	
防災メール登録促進	〈登録者数〉 R 7：1,352件 → R12：1,500件	
防災情報の提供	防災情報の取得方法やハザードマップの再確認などを広報紙で年1回（洪水期前）啓発	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(2) 防災 ※防災レジリエンス（対応力）強化

○基本目標

公共施設、特に避難所を含む防災拠点施設においては、災害発生時や停電時においても必要な業務継続のため有効に機能することが求められることから、公共施設や水道施設等に設置した再生可能エネルギー電源を活用し、防災レジリエンス強化を図ります。

○取組内容

防災拠点施設においては、災害発生時においても非常時優先業務を行うための活動空間及び業務空間においてその機能を維持させる必要があることから、最低限必要な電力を確保する必要があります。

役場庁舎などの防災拠点施設を、自営線マイクログリッド（電力供給網）で結ぶことで防災レジリエンス強化を図り、再エネ発電設備を活用して、その機能確保を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
特定負荷供給可能時間の確保	〈停電時の防災拠点への電力供給〉 R7：0時間 → R12：72時間	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(3) 消防

○基本目標

消防団（非常備消防）については、防災力が低下しないよう、地域と連携し団員の確保に努めます。さらに、消防団と常備消防との連携による協力体制強化を図り、消防団員の育成と活動しやすい環境づくりに努め、消防団の活性化を推進します。

○取組内容

消防団については、団員の確保が困難な状況ではありますが、地域住民や組織と連携・協力しながら適正規模の団員確保に努めるとともに、大規模災害を意識した訓練に取り組むなど、その体制強化を図ります。

施設・設備面では、消火栓の更新、水利の確保のほか、小型動力ポンプ付き積載車の更新を順次進めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）	
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
消防団員の確保	定員数（基本団員）に対する団員数の割合 100.0%	
訓練参加率の向上	各訓練（春・秋の演習、防災訓練）への参加率 70%以上	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(4) 防犯・交通安全

○基本目標

村民の安心・安全な暮らしを確保するため、防犯灯などの整備や関係機関と地域等が一体となった防犯体制の強化により、犯罪が起きにくいむらづくりを進めます。

また、交通安全施設の整備・維持を進めるとともに、啓発活動及び交通安全教育活動によって、交通安全意識を醸成します。

○取組内容

防犯対策として、街灯の適切な設置と維持管理を行い、LED化を進めるとともに村民の安心安全な生活を確保します。また、犯罪の発生を未然に防止するため、防災タブレット等による広報活動を行い、村民へ防犯意識の啓発を図ります。

安全な道路交通の確保を図るため、危険箇所の啓発看板やカーブミラーなど、交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設については計画的に修繕を行います。

交通安全指導員や警察関係者による交通安全街頭指導、交通安全教室などにより、交通マナーや交通安全意識の向上、飲酒運転根絶に向けた普及啓発に取り組みます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（KPI）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（KPI） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
LED化の推進	村管理街灯のLED化率の向上 R7（現況値）：50% → R12（目標値）：70%	
	集落街灯の更新の推進、LED化率の向上 R7（現況値）：85% → R12（目標値）：100%	
施設整備や街頭指導等による交通死亡事故の抑制	交通事故による死亡者数 R7（現況値）：0名 → R12（目標値）：0名	
交通安全教育（小中学生）	小中学生を対象に正しい自転車の乗り方、交通マナーを教育する 各小中学校：年1回自転車教室を実施する	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(5) 集落・コミュニティ活動の支援

○基本目標

人口減少が加速するなか、持続可能な地域づくりを推進するため、外部人材の活用などにより関係人口や交流人口の拡大を図るとともに、移住・定住促進の施策を通じて集落やコミュニティの支援に取り組みます。

今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、誰もが地域で自立した生活が送れるよう地域内の関わりを増やし、安心して生活できる環境づくりを進めます。

○取組内容

集落、コミュニティそれぞれが、地域特性を活かした活動を維持して行えるよう支援します。

地域おこし協力隊や集落支援員、国際ボランティア学生協会（IVUSA）など外部人材の活用によって、希薄化しつつある人の関わりや交流を増やし、また地域の魅力を高め、関係人口、交流人口の拡大を図り、集落やコミュニティの活性化を支援します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
国際ボランティア学生協会の受入れ	R7 4回（関川マラソン、大蛇、雪関係まつり） → R12 6回 （2行事追加 観光イベントや地域行事）	
地域おこし協力隊や集落支援員の任用	地域おこし協力隊や集落支援員の任用数 R8 8名 → R12 10名	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(6)地域公共交通の維持

○基本目標

デマンドタクシーやコミュニティバスの運行改善や拡充、JR 米坂線の早期復旧等に取り組み、生活基盤を支える村民の足として観光振興の視点にも考慮しつつ地域公共交通の維持を図ります。

○取組内容

医療、商業、教育など主要施設へのアクセスを確保するため、村民等の移動ニーズの把握に努め、近隣自治体や交通事業者と連携を図り、持続可能な交通体制の維持に取り組みます。

デマンドタクシーは、日常生活を支える重要な移動手段です。利用の多い高齢者のニーズ把握と制度周知に努め、通院や買い物に便利な交通手段となるよう利便性の向上に取り組みます。

コミュニティバスについては、児童生徒の通学と地域住民の移動手段の確保に考慮しつつ運行体制を見直していきます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
デマンドタクシーの運行改善やPR周知による利用者増加	R6実績 1,958人 → R12 2,500人	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(7)生活環境の整備 ※道路

○基本目標

村民の安全で安心な道路交通を基本目標とし、村道の交通量や経済的役割、緊急性等を考慮しながら整備を進めます。

冬期間についても、安全で安心な交通確保のため、消雪施設の適正な維持管理及び効率的な道路除雪に努めます。

○取組内容

・生活の主体をなしている集落間道路（１・２級路線）、集落内道路（その他路線）については維持管理を基本とし、国県道との連絡や交通量、経済的役割、緊急性等を考慮し、真に必要な箇所について整備を行います。

橋梁の長寿命化については、「点検診断判定区分Ⅲ」構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべきと判定された橋梁のうち、交通量等により優先度の高い橋梁から計画的に補修工事を行います。

・冬期間の交通確保のため、消雪施設は維持管理を基本としながら、老朽化している施設は交通量等により優先度の高い施設から計画的に更新を行います。

除雪については、作業に遅延が生じることのないよう適正な除雪機械の維持管理を行い、通勤通学の時間帯前の除雪に努めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（ＫＰＩ）

今後５年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（ＫＰＩ） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
橋梁の長寿命化	橋梁補修工事 12 橋 （滝倉橋、猿橋、上ノ橋、久保橋、蔵田島橋、九十刈橋、前瀬橋、上関下通橋、下野橋、千刈橋、朴坂橋、中束橋）	
消雪施設の更新	消雪パイプ布設替 3,000m 村道 28 路線	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(7)生活環境の整備 ※簡易水道

○基本目標

安全でおいしい水道水を安定供給できる水道事業を目指し、老朽化した施設の更新を行います。また、水道事業を持続的に経営するため財源の確保に努めます。

○取組内容

水道事業は昭和 48 年に供用を開始し運営を行ってきました。
近年、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化の課題に直面しており、経営環境は厳しさを増しています。管路の老朽化による漏水が頻発しているため、老朽化した管路の布設替えを計画的に進めます。また、人口規模に合わせた施設規模の見直しを検討します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後 5 年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）	
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
老朽化施設の更新	老朽管布設替 1,000m	備考

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(7)生活環境の整備 ※下水道

○基本目標

下水道事業は公共用水域の保全に寄与しており、住みよい生活環境の維持に必要不可欠なものです。安定した事業の継続には、経営の健全化が必要であるため、加入率向上を目指します。

○取組内容

下水道事業は平成 12 年度に供用を開始し、管路施設の整備が全て完了しています。整備後 20 年が経過し施設の老朽化が始まっていることから、ストックマネジメント計画に基づき施設の維持管理を進めています。

一方で、下水道への加入率は伸び悩んでいる状況です。高齢者のみの世帯の増加などの影響がありますが、未加入者へは積極的な下水道の加入促進を行い、加入率を向上させます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後 5 年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
広報誌等による加入促進	〈下水道の加入率〉 R 6 : 79.4% → R12 : 82.0%	

項目別計画書

1 安心・安全な暮らしの確立

(7)生活環境の整備 ※ゴミ対策

○基本目標

一般廃棄物の処理について循環型社会形成のための3R運動（リデュース＝発生抑制、リユーズ＝再利用、リサイクル＝再生利用）を推進し、ごみの減量化を図ります。
不法投棄対策では、関係機関と連携調整を図りながら適正な対応を行います。

○取組内容

3R運動について広報せきかわや村のホームページを活用し啓発に努めます。
また、「関川村ごみの分け方・出し方」や村のホームページの掲載内容を随時更新し、一般廃棄物の適切な分別と排出のための広報周知を行います。
不法投棄の未然防止のために、希望する集落に不法投棄防止の啓発看板を提供します。また、関係機関と連携した適正な対応を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
ごみの減量化	＜村民1人1日当たり収集ごみ排出量＞ R6 収集実績/平均人口減少率（97.62%） ※1 R6：481g→R12：416g	
広報せきかわ等を 活用した啓発事業	R6：年7回→R12：年10回 ※ゴミの出し方、3R推進関係、不法投棄合わせての 回数	

※1 平均人口減少率は国立社会保障人口問題研究所が公表した令和5年地域別人口推計値から1年毎の人口減少数を求め算出。

項目別計画書

2 地域産業の持続的発展

(1) 農林業の振興

○基本目標

- ・農林産物のブランド化や地産地消を推進し、消費者から求められる農林産物の魅力づくりと販路の拡大を図り、所得の向上を図ります。
- ・地域や関係機関との連携の下、区画整理やスマート農業技術を活用した効率的な生産体制の構築、また交流人口の増加による地域活性化活動などを含め、担い手不足の解消や農地・山林の保全と有効活用を図ります。

○取組内容

【農業関係】

- ・国の直接支払制度などを活用した農地・農業用施設の維持保全に取り組みます。
- ・ほ場整備事業の推進・遊休農地の解消を進め、効率的な農業経営の実現に取り組みます。
- ・地産地消、需要に応じた米作りを推進し、農家所得の維持向上に取り組みます。

【林業関係】

- ・森林経営計画の新規策定面積を拡大し、森林資源の循環利用を進めます。
- ・予防治山事業に取り組み、森林の公益機能の高度発揮を進めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
直接支払制度事業	・中山間地域等直接支払交付金 10 協定 215ha ⇒ R12 10 協定 215ha ・多面的機能支払交付金 11 組織 943ha ⇒ R12 11 組織 950ha (長寿命化活動_水路更新 R7 680m/年 ⇒ R12 700m/年) (共同活動面積 R7 762ha ⇒ R12 770ha) ・環境保全型農業直接支払交付金 1 組織 0.8ha ⇒ R12 2 組織 1.5ha	
遊休農地解消事業	・遊休農地解消面積 R7 3,000 m²/年 ⇒ R12 3,000 m²/年	
需要に応じた米づくり 推進事業	・実需者との交流事業 R7 0回/年 ⇒ R12 3回/年 ・都市部住民との交流 2地区 ⇒ 2地区（ビレッジプラン）	

ほ場整備事業の推進	・ほ場整備率 83% ⇒ 88% (内、大区画化面積(50a 以上含む) 65ha⇒120ha) ・汎用化水田 R7 426ha ⇒ R12 450ha	
主伐・再造林事業面積の拡大	・主伐再造林面積 R7 0ha/年⇒ R12 3ha/年 ・素材生産量 3,000 m³/年 ⇒ R12 7,000 m³/年	
森林経営計画策定面積の拡大	・森林経営計画面積 R7 750ha ⇒ R12 1,000ha ・森林意向調査面積 R7 20ha/年 ⇒ R12 30ha/年	
地産地消	・R7 学校給食 R7 0品目 ⇒ R12 10品目	

項目別計画書

2 地域産業の持続的発展

(2) 有害鳥獣の対策

○基本目標

有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響を軽減し、安全と持続可能な環境の確保を図るため、防除活動を推進し関係機関と連携して取り組みます。

○取組内容

関川村有害鳥獣被害防止対策協議会や猟友会と連携し、ツキノワグマ・サル・イノシシ・ニホンジカの保護管理計画に基づいた個体数の管理につながるよう、猟友会による鳥獣被害対策巡回パトロールの継続や、ICT等を活用した猟具の導入拡大により見回り労務の低減を図り捕獲活動を強化します。

また、捕獲活動とあわせて、加害鳥獣による農作物被害を防止するための電気柵等の設置の支援を継続して行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
有害鳥獣対策事業	・ニホンザル R7 20頭/年 ⇒ R12 50頭/年 ・イノシシ R7 7頭/年 ⇒ R12 20頭/年 ・カワウ R7 3羽/年 ⇒ R12 100羽/年 ・クマ R7 33頭/年 ⇒ R12 加害個体を優先に随時駆除 ・ICTワナ R7 7基 ⇒ R12 10基 ・電気柵等補助 R7 25件/年 ⇒ R12 20件/年	

項目別計画書

2 地域産業の持続的发展

(3) 商工業の振興

○基本目標

商工業の活性化のため、商工会と連携し起業支援、経営支援を行います。

また、担い手・後継者問題、地域内消費の拡大、村の特性を活かした企業参入の促進などに取り組むことで地域経済の活性化を図ります。

○取組内容

商工業の活性化にむけて、事業者が安定して継続した経済活動ができるよう商工会等と連携して経営サポートや支援に取り組みます。

人口減少、少子高齢化が進むことで、担い手や後継者問題が喫緊の課題です。事業者それぞれのやりがいや魅力を高めつつ、意欲を持って事業展開や事業継承ができる支援体制づくりを図ります。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）		備考
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）		
関係機関と連携した経営、事業継承等に関する相談会等の開催	R 7 相談件数 0 件	→ R12 3 件以上	

項目別計画書

2 地域産業の持続的発展

(4) 観光の振興

○基本目標

道の駅関川や渡邊邸を中心として、豊かな自然や歴史文化、温泉など観光資源をいかし、観光コンテンツの造成や商品開発などにより、地域の認知度向上と観光入込客数増加を目指します。

インバウンド市場の急拡大を受け、外国人観光客受け入れ体制の強化を図ります。地域の特色ある観光資源を活かし、多様なニーズを持つ外国人旅行者にとって魅力的な体験コンテンツを充実させることで、インバウンド需要の取り込みを図ります。

また、近県や近隣市町村による広域観光エリアの関係団体と情報共有を行い、連携事業への積極的な参画を通じて多様な旅行者層への訴求力を高めます。

○取組内容

関川村観光振興計画に基づき、観光事業者、農業従事者、任意団体など業種や組織の垣根を超え、柔軟な発想で自然、歴史、文化が地域で溶け合うコンテンツを開発します。

道の駅関川については観光の玄関口として観光客の利便性の向上を図り、大型遊具やゆ〜む、コラッシュ施設等の活用や魅力的な店舗運営等により誘客促進に取り組みます。

渡邊邸については村の歴史と文化を象徴する重要な観光拠点であり、その魅力を活かしたイベント開催や施設の利活用等により、誘客と活性化に取り組んでいきます。

インバウンド誘客と受入体制を整備するために、広域観光ルートでのインバウンドツアーの受入、外国人観光客向け体験プログラムの商品化を行っていきます。

事業者間での情報共有、発信力を強化する仕組みを構築します。そのために各種イベント、体験プログラムの一括管理、SNS 等で情報発信します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後５年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
観光入込客数	R 6 : 590, 063 人→R12 : 800, 000 人	
宿泊者数	R 6 : 18, 969 人→R12:25, 000 人	
日帰り客数	R 6 : 96, 270 人→R12 : 125, 000 人	
インバウンドツアー受入れ	R 7 : 0 件 → R12 : 5 件	

項目別計画書

2 地域産業の持続的发展

(5) 起業の促進

○基本目標

女性や若者による起業が徐々に増えつつあり、さらに起業希望者を後押しします。起業家に対しては商工会と連携し、起業後も寄り添いながら支援を行います。

○取組内容

地域経済の活性化と新たな雇用や事業者の創出を目的に、意欲ある事業者が挑戦できる環境の整備を図ります。

起業後も安定して魅力ある経営が展開できるよう、関連機関との連携を図りながら相談体制の充実、経営サポートや情報提供を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
補助金制度による 起業支援	起業支援補助制度の活用による起業家数 R7 1か年度で1件 → R12 1か年度3件	

項目別計画書

2 地域産業の持続的発展

(6) 資源の活用

○基本目標

村の地域特性、環境面、経済面など総合的な視点に立ったうえで、再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地消地産、脱炭素社会に向けた取組みを推進します。

○取組内容

「せきかわふるさとエネルギー㈱」による村内電力小売り事業や民間企業との連携や協力により省エネ、再エネ事業を支援します。

太陽光発電、木質バイオマス発電など地域資源を活用した電源開発に取り組み、再生可能エネルギーの地消地産を推進します。

再生可能エネルギーを利用することによる脱炭素社会実現に向けた住民意識の変容のため、普及啓発を行います。

再生可能エネルギーの創出とともに、省エネ化を図り、産業や生活環境を維持しつつエネルギーの消費量を抑える仕組みづくりを進めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
再エネ電源の導入	〈発電出力〉 R7：846.795kW → R12：2,700kW 以上	
木質バイオマスボイラーの導入	R6：0基 → R12：2基	
再エネによる電力供給	〈戸建・民間〉 R6：0戸 → R12：300戸以上	

項目別計画書

3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

(1) 移住・定住施策

○基本目標

SNS等の活用による情報発信を行うことで村の認知度を高め、また、集落支援員による移住支援体制の充実や関係団体と連携した移住体験イベントの実施のほか、空き家バンクや空き家リフォーム改修補助制度の利用促進を進めることで、移住・定住の促進を図ります。

○取組内容

自然や歴史文化、温泉などの村ならではの魅力をSNS等により情報発信を行い、村の認知度向上を図ります。

集落支援員や関係団体と連携し、移住・定住相談や支援体制の強化を図り、移住体験イベント等の開催を通じてスムーズな移住・定住につなげます。

空き家バンクの登録物件や利用登録者の掘り起こしを行い、空き家リフォーム補助制度により住居の支援に取り組んでいきます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（KPI）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（KPI） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
SNSによる地域の情報発信	観光協会と共同による地域の情報発信 R6：年48回 → R12：年48回以上	
移住体験イベント	R7：年0回 → R12：年1回以上	

項目別計画書

3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

(2) 空き家バンクの活用

○基本目標

集落支援員と連携し、空き家バンク登録件数の掘り起こしを進め、空き家利用者の選択肢を増やしたうえで利用を促進します。

○取組内容

村内外の空き家（空き地）所有者に対し、バンク制度を周知します。また、住宅リフォーム制度を活用した適正な管理を促すとともに、再利用の促進を図ります。

村外の空き家空き地所有者に対しチラシなどを発送し、管理不全空き家等にならないよう制度の情報発信を行います。

空き家バンク登録情報を、協定締結不動産事業者に対し、情報発信を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）	
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
空き家バンク利用登録者	R 7 : 8 件 : → R12 : 10 件（毎年10件以上）	備考

項目別計画書

3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

(3) 関川村のファンや応援者を増やす取組み

○基本目標

関川村の魅力を地域内外へ情報発信し、また行事、イベントの開催や地域交流の活動等を通して、様々な人々とのつながりを深めることで、関川村のファンや応援してくれる方を増やし、二地域居住や移住・定住につげていきます。

○取組内容

関川村のファンや応援者を増やすため、ふるさと納税者を増やす取組みやふるさと住民登録制度の活用、また特産品や自然の魅力など SNS やイベント行事等で発信し、交流を促進します。

移住者向けの支援や村民とのコミュニティ形成を通じて、村の魅力を広め、人々とのつながりを深める取り組みを進めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
地域イベントの促進	むらづくり総合推進事業（むらおこし事業）採択 R 6 0 件 → R 12 3 件	
メディア P R (雑誌、TV など)	R 7 33 回/年 → R 12 40 回以上/年	

項目別計画書

3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

(4) 地域おこし協力隊等の外部人材の活用

○基本目標

地域おこし協力隊等の外部人材の活用に際しては、地域等が抱える課題やニーズに合わせて適切に任用し、村の地域活性化につなげていきます。

また、地域や受入団体等と連携しながら退任後の定住につながるようサポートします。

○取組内容

地域の需要や課題を的確に把握しその解決や改善を図るため、地域おこし協力隊や集落支援員などの外部人材を積極的に活用していきます。

外部人材の活用によって、村内外の交流を図り地域の魅力や強みを発信して、地域の活性化につなげます。

また、外部人材が退任後も活躍でき定住につながるよう地域や受入団体と連携しながら進めていきます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
地域おこし協力隊や集落支援員の任用	地域おこし協力隊や集落支援員の任用数 R8 8名 → R12 10名	(再掲)
地域おこし協力隊や集落支援員の退任対策	任期途中の退任者 R7 0名 → R12 0名	

項目別計画書

4 切れ目のない子育て支援

(1) 子育て支援の充実・強化

○基本目標

少子化、共働きの増加などの社会変化やニーズを踏まえた上で、医療や保健、福祉、教育、外部機関等との連携を深めて、安心して妊娠・出産、子育てができる支援体制と環境の充実を図ります。

○取組内容

妊娠を希望する人から子育て家庭まで、健康に関することや、子育てに関する各種支援を円滑に受けられるように、身近な場所で切れ目のない相談や情報提供を、関係機関と連携して行います。

働きながら子育てしている人が、安心して仕事と家庭生活を両立できるように、延長保育や放課後児童保育サービスなどを提供します。

将来妊娠を考える若年層が、健康的な生活習慣を身に付けることで健やかな妊娠・出産につなげられるように、幅広く健康について啓発を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
● 各種助成・給付金事業 ● 各種相談・健診事業 ● 延長保育事業等	この地域で、今後も子育てをしていきたいと「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」親の割合※ R6： 88.9% → R12： 90.0% ※4か月児相談、1歳6か月児健診、3歳児健診のアンケートの合計値	

項目別計画書

4 切れ目のない子育て支援

(2) 教育の充実

○基本目標

保育園・小学校・中学校のつながりを大切にしながら、学力向上の推進を基本として、キャリア教育・ふるさと学習や ICT を活用した学び等を通じて、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境づくりを推進します。

○取組内容

教員の ICT 社会における新しい学びを実践するために教員の指導力を向上させ、児童生徒への効果を最大限に引き出します。

保育園年長児と小学校 1 年生の架け橋期における保育園と小学校の連携を図り、保育園での遊びや学びを活かして、小学校生活や学習にスムーズにつなげます。

小・中学校の総合的な学習の時間を見直し、連続した学び、広がりや深まりのある学びとなるよう、小 3 から中 3 までの 7 年間の計画を作成します。また、児童生徒の交流を通して、見通しを持った学びや自分の成長の確認を図ります。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後 5 年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
ICT を活用した学習の推進	〈教師の ICT 活用指導力向上研修の実施〉 R7：2 回 → R12：年 5 回	
架け橋プログラムの作成と運用	開発検討委員会年 2 回開催によるプログラムの見直し	
総合的な学習の時間における小中の連携	小・中学校担当と教委の打合せ年 1 回開催による小中連携事業の確認	

項目別計画書

4 切れ目のない子育て支援

(3) 子どもが安心・安全に育つむらづくり

○基本目標

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場を提供するとともに、地域全体で子どもを見守り、事件・事故から子どもの命を守るための取組により、子どもの安心・安全な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

○取組内容

地域ぐるみの子育てを実現していくため、子育て活動に関心をもつ村民ボランティアの育成に取り組みます。

子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、青少年育成関川村民会議の活動の充実を図り、関川村見守り隊活動等を継続します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
青少年育成に係る人材育成の取り組み （研修会等の実施）	〈青少年の育成に携わる関係者のスキルアップ研修〉 R7：1回 → 毎年度1回以上を継続	
地域住民ボランティアの活用	〈放課後子ども教室のボランティアサポーター登録数〉 R7：7人 → R12：9人	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

(1) 健康づくり

○基本目標

子どもから高齢者まで、健康でいきがいに満ちた生活が送れるよう、ライフステージの課題に沿ったところとからだの健康づくりや、生活習慣病の発症や重症化の予防を進め、健康寿命の延伸につなげます。

○取組内容

個別計画となる「健康せきかわ21（第3次）」に沿って、食生活・口腔、身体活動、休養・喫煙・飲酒の観点から各事業を実施します。

定期的に特定健診やがん検診、歯科健診を受診することで、生活習慣病の早期発見、疾病の早期治療につながるよう、健診体制の確保及び受診勧奨を行います。

個別計画となる「自殺防止計画」に沿って、地域におけるネットワークの強化や世代を問わず悩んだときに相談できる体制の構築、支援者の育成を推進します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
各種健康づくり事業の実施	＜平均自立期間（日常生活に制限のない期間の平均）＞ R 7：80.2 歳 → R 12：81.2 歳	
各種がん検診の実施	＜がん検診精密検査受診率＞ R 6：89.9% → R 12：93%	
ゲートキーパー研修の実施	＜受講者数＞ R 6：累計 167 名→ R 12：累計 200 名	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

(2) 医療の確保

○基本目標

少子高齢化による世帯構造及び疾病構造の変化から医療ニーズの多様化・複雑化が続いています。一方で医療機関の患者数減少により、需要に合わせた病床数の削減や、医療専門職の高齢化や働き方改革によるマンパワーの減少がみられます。

村民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣自治体や関係機関と連携して地域医療、救急医療・在宅医療の体制の整備を図ります。

○取組内容

この地域でこの先も安心して医療サービスが受けられるよう、近隣自治体や新潟県、村上市岩船郡医師会と連携して、地域医療の確保をするための事業を実施します。

人生最期まで安心して医療が受けられるよう、在宅医療・介護連携事業により、医療と介護の連携強化を行います。

限られた医療資源の中で適切な医療が受けられるよう、医療や救急車両の適正利用、重複多受診の理解、ACP（人生会議）の啓発を行います。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
住民へ医療受診の方法や救急車の適正利用、ACPの啓発を行う	<啓発の実施回数> ・ R7：年2回 → R12：年5回	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

(3) 高齢者福祉

○基本目標

高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、健康づくりや介護予防の取組みを行い、地域で支え合う体制づくりを進めます。

○取組内容

介護予防・重度化防止の取組みを図り、自立した生活を維持できるよう支援します。認知症の偏見をなくし、理解を深め、地域の支え合いを進めます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
介護予防事業の推進	〈要介護・要支援認定率〉 R7.9月末時点：17.9% → R12年度末：18.8%	
認知症の支え合いの推進	〈認知症サポーター養成講座〉 R7：年4回 → R12：年4回	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

(4) 障がい者福祉

○基本目標

障がいがあってもなくても、誰もがいつまでも地域で安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現を目指します。

○取組内容

地域や周囲の人たちが障がいについての正しい理解・知識を得るために、広報などを利用して障がいのある人への理解の促進を図り、誰もが住みやすい環境を目指します。

障がいのある人が求めるニーズ調査を踏まえて、必要に応じて適切な障害福祉サービス等につなげていきます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
障がいについて理解を深める取組み	〈村広報誌等への掲載による啓発〉 R7：年2回以上 → R12：年3回以上	
障がいのある人のニーズを把握	R8年度に障がい者向けにアンケート調査を1回実施する（R5年度に1回実施）	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり (5) 社会教育の推進

○基本目標

多様な世代が生涯にわたって学び続け、その成果を発揮することができる環境の整備と、地域に根差した伝統文化を含む、本格的な芸術・文化に触れる機会をつくりまします。

○取組内容

生涯学習相談窓口を設置し、多様な意見やニーズを把握し事業改善などに反映していくことで村民の学びの意欲を高めます。
多様な世代に合わせた、学びの場としての講座・教室を展開し、その成果を発表する場を設けます。
様々な分野の芸術・文化に触れる機会を提供するため、関係機関と連携し、村内外の人材や団体を活用した事業を実施します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I） 今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
生涯学習相談窓口の設置	・ 窓口相談による意見を既存事業の改善や新規事業に反映 R 7 : 0 件 → R 12 : 延べ5件	
講座・教室の実施とその成果発表の場の提供	・ 年間2つ以上の講座（教室）を継続 ・ 成果発表の場を年間2回以上提供することを継続	

項目別計画書

5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり (6) 運動を通じた健康促進

○基本目標

誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツや運動に親しめる環境を整備し、心身共に健康な生活を送れることを目指します。

また、多世代、他分野が交流し、つながりを深める「場」としてのスポーツ活動を推進します。

○取組内容

村民の健康増進や体力向上を図るための年代に応じた多様な運動プログラム（教室や講座）を実施します。また、運動習慣の継続のためのきっかけとなるよう、健康増進施設等をより充実させます。

スポーツや運動を通して、住民同士や村外者との交流を促進し、多世代や他地域などとのつながりを深める事業を実施します。

小中学生が地元で安心してスポーツに参加・継続できるよう、スポーツ少年団及び地域クラブ活動を支援します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
年代やライフスタイルに合わせたスポーツ及び運動教室・講座の実施	・年間2つ以上の講座（教室）を継続 ・コラッシュの年間延べ利用者8,000人以上を継続	
住民参画の推進	・住民が計画の段階から参画するスポーツ大会またはイベント、講座・教室などを年1回以上実施することを継続	

項目別計画書

6 安定的な行財政の運営

(1) 財政の健全化

○基本目標

限られた財源の中、安定した財政運営を目指し、村税等の収納率向上、使用料・手数料の適正化及び遊休財産の利活用や売り払い等によって収入の確保を図ります。

また、ふるさと納税の寄附拡充に積極的に取り組みます。

○取組内容

公共施設の計画的な更新と統廃合、各種団体への補助金の適正化及び事務事業の見直し等によって、行政経費の削減を図ります。

村税等の収納率の向上や使用料、手数料の適正化で収入の確保を図ります。

村の魅力的な特産品を全国にPRし、ふるさと納税の寄附受け入れ拡大に取り組みます。

毎年度、財政シミュレーションの改訂を行い、広報誌や出前講座を通じて住民へわかりやすく公表します。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（KPI）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（KPI） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
財政シミュレーションの改訂	R6：年1回 → R12：年1回	
財政調整基金の残高	令和7年度財政シミュレーションで示している数値以上の残高とする R8/6.7億円、R9/6.2億円、R10/5.7億円、R11/5.2億円、R12/4.7億円	
ふるさと納税の推進（企業版ふるさと納税を含む）	（寄付額） R6：6,279万円 → R12：2.0億円	

項目別計画書

6 安定的な行財政の運営

(2) 行政の効率化

○基本目標

人口減少や少子高齢化社会のなかで持続可能な行政運営を行うため、職員の育成や業務改善、DXの推進などを進め、効率的で住民に分かりやすい行政サービスを提供します。

○取組内容

多様な職員研修の受講の機会を設け、職員の能力向上を図るとともに、コミュニティなど地域社会との交流を通じて、多様化、専門化する行政ニーズに対応できる職員の育成を図ります。

限りある職員や財源を最大限に活かすため、適材適所の職員配置、勤務管理、健康管理を徹底し、柔軟で効率的な組織づくりを進めます。

人事評価制度（能力評価、実績評価）を活用し、組織目標を共有し、職員一人ひとりが目標に向けて取り組むことで、効果的な事業推進を図ります。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（KPI）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（KPI）	備考
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
研修の参加率	専門研修参加率 R6：22.0% → R12：35.0%	

項目別計画書

6 安定的な行財政の運営

(3) 広報広聴

○基本目標

広報紙、ホームページともに、「読みやすく、わかりやすい」を基本とした紙面、ページづくりに努めます。また、ホームページ、SNS、防災タブレットで随時情報提供します。

村民の意見や要望を的確に把握、反映するための広聴活動を充実します。

○取組内容

ホームページ、SNS、防災タブレット等で情報を提供し、新しい情報を随時更新し、閲覧数を増やします。

村の方針決定や施策の企画立案においては、村民の意見や要望を聴く機会を設け、的確に把握し行政運営に反映させていきます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I） ※実現すべき成果（具体的な数値目標）	備考
ホームページの充実	（閲覧数） R7：100,000人/年 → R12：150,000人/年	
防災タブレットやSNSを活用した情報発信	〈村公式LINEの月平均配信数〉 R7：60件 → R12：100件	

項目別計画書

6 安定的な行財政の運営

(4) 個人情報の保護と情報公開の推進

○基本目標

村民の知る権利として、公文書類の公開を求める権利を保障し、公正で開かれた村政の実現を図ります。

行政運営にあたっては個人情報などを有効に活用しつつ、取扱いには十分注意し、村民の大切な権利や利益を損なうことのないよう取り組みます。

○取組内容

情報公開制度の適切な運用により、文書開示と個人情報等の保護に取り組みます。

また、個人情報保護法に基づいた適正な運用により、情報漏えいの防止と個人情報の保護に取り組みます。

○具体的な施策、施策ごとの重要業績評価指数（K P I）

今後5年間に実施すべき主な事業を計上する

具体的な施策	重要業績評価指数（K P I）	備考
	※実現すべき成果（具体的な数値目標）	
情報漏えいの防止	各年度において、情報漏えい等：「0」	

(参考資料)

計画策定にあたっては、庁内の策定部会だけでなく、住民で構成される関川村総合振興審議会や外部有識者の皆様からのご意見等をいただきながら策定しました。

また、第7次関川村総合計画は前計画を基本として、読みやすくわかりやすい内容とするため簡潔な計画文とし、計画書がより見やすいよう構成についても見直し策定作業を進めてきました。

■策定の経過

令和7年	8月 4日	庁内における策定体制の決定
	8～9月	6つの部会により分野ごとに成果や課題、取組方針を整理
	10～11月	総合計画（素案）の策定
	12月 2日	村から総合振興審議会へ諮問（第1回 総合振興審議会）
	12月17日	外部有識者へ意見募集
令和8年	12月22日	第2回 総合振興審議会
	1月 8日	第3回 総合振興審議会
	1月20日	村民への意見募集
	2月 3日	第4回 総合振興審議会
	2月10日	総合振興審議会から村へ答申
	3月19日	議会承認

■外部有識者 ※順不同

関川村商工会

北新潟農業協同組合関川支店

関川村観光協会

新潟県村上地域振興局

村上信用金庫関川支店

NPO法人まちラボ

■ 関川村総合振興審議会（27 名）

令和 8 年 4 月 1 日時点

—	氏 名	役職・部会	備考
1	五十嵐 紀人	会 長・地域振興部会	
2	新村 和恵	副会長・地域振興部会	
3	平田 澄人	住民生活部会（部会長）	
4	松田 雅人	住民生活部会	
5	平田 紗弥		
6	渡邊 奈津子		
7	加藤 寛之		
8	和田 雅子		
9	高橋 宏則		
10	横山 愛子		
11	五十嵐 僚		
12	八幡 陸斗		
13	堀 直樹		
14	須貝 圭介		
15	伊藤 徹		
16	横山 啓介		
17	渡辺 透	地域振興部会（部会長）	
18	松田 晃太	地域振興部会	
19	齋藤 竹規		
20	駒沢 東子		
21	本間 雅彦		
22	阿部 静江		
23	高橋 俊		
24	堀 慎太郎		
25	渡邊 沙織		
26	横山 由架		
27	須貝 重雄		

発行 新潟県関川村

編集 関川村地域政策課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

電話 0254-64-1441（代表）FAX 0254-64-0079